

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第10回会議（平成22年12月10日開催）議事要旨

第1 議題

海外調査結果の発表等

第2 概要

1 海外調査結果の発表

(1) 事務局説明

事務局から、以下の4カ国における刑事司法制度について説明した。

ア アメリカ

犯罪の発生率が高く、無罪となる率も高い。また、無令状逮捕が一般的である。

取調べの録音・録画は、連邦においては導入されておらず、各州においては、判例により4州で、実定法により14州（特別区も含む。）において導入されている。いずれの州においても、身柄拘束下での取調べが対象であるが、対象犯罪については、多くの州が重罪又は重大犯罪に限定。

被疑者取調べでは、ミランダ権利を告知する義務がある。被疑者がミランダ権利を行使し、黙秘権を行使した場合は、それ以降の取調べはできず、また、弁護人の立会いを要求したりした場合は、実務上、取調べは行われない。この結果、20%程度の事件において、取調べそのものが行われない。取調べ全体を録画している機関の調査では、録画時間の平均は2～4時間である。

刑事訴追事件の約90%以上が有罪答弁等によって処理され、公判が開かれない。

捜査手法として、通信傍受（年間2,376件（2009年））、外国諜報情報の電子監視、身分泌匿捜査、DNAデータベース（833万2,712件（2010年5月現在）（被疑者、有罪確定者等。以下各国同じ。））の活用等がある。

イ ドイツ

被疑者取調べの録音・録画は義務付けられていない。

被疑者取調べは、弁解の機会を与えることに重点が置かれ、証拠保全としての機能は第二次的なものにとどまる。被疑者取調べの回数は、通常的身柄事件については1回、重大事件についても数回程度である。

公判では、裁判所は真実を発見するため、職権で裁判をするのに意義を有する全ての事実及び証拠について証拠調べを及ぼす職権主義が採られている。

捜査手法として、通信傍受(年間1万7,208件(2009年))、会話傍受、隠密捜査官制度及びDNAデータベース(約67万件(2009年6月末現在))の活用等がある。テロ等の防止のため、行政傍受も可能である。

検察官、裁判官の取調べに弁護人が立会い可能。警察官の取調べについては規定なし。

ウ フランス

警察では、取調べのうち、警察留置(拘束時間は原則24時間)された少年被疑者と一定の重大犯罪(組織犯罪等を除く。)で警察留置された被疑者に対する取調べ(事件に関係する質問とその回答)についてのみ録音・録画が義務付けられている。

予審判事は幅広い証拠収集権限を有しており、身柄がない場合でも会話傍受、潜入捜査といった手法による捜査の許可ができる。予審段階では、未決勾留と言われる長期の身柄拘束が可能で、基本として重罪で1年、軽罪で4ヶ月の勾留が可能である(警察に対し、予審被疑者の取調べを囑託することは不可)。

公判では、徹底した口頭主義を採用。警察官作成に係る被疑者調書を含め、供述調書は、公判で供述されなければ証拠能力はない。

捜査手法として、通信傍受(年間約2万6,000件(2008年))、会話傍受、潜入捜査、DNAデータベース(121万4,511件(2009年))の活用等が行われている。

予審判事による被疑者取調べでは、弁護人の立会いが原則必要。

エ イタリア

身柄が拘束されている者の尋問を行う場合には録音が義務付けられているが、警察は身柄不拘束の者の尋問しかできないので、法的義務として録音を行うことはない。また、取調べが行われること自体が少ない。

原則として、警察官作成に係る被疑者調書は、公判で使用できず、検察官用資料綴に編綴されるのみである。

捜査手法として、通信傍受（年間 11 万 6,303 対象（2007 年））、会話傍受（年間 1 万 703 対象（2007 年））及び秘匿捜査官制度の活用等が行われている。テロ犯罪等には、予防のための傍受（年間 230 件（2009 年））が可能である。

警察による簡易事情聴取では、弁護人の立会いが必要。検察官の尋問では弁護人の立会いが可能。

（２）質疑応答（ が委員からの質問事項、 が回答）

取調べで被疑者が否認している場合に、自白を得ようとする説得活動はどの程度なされており、自白を得ようとする熱意はどの程度か。

アメリカでは、自白が得られればよいと考えてはいるようだが、我が国と比べれば取調べ時間は短い。そもそも取調べが行われない場合も多い。

ドイツにおける取調べでは、一般に、被疑者に弁解の機会を与える程度である。その背景として、ドイツの刑事裁判は厳格な口頭主義であり、また、裁判官が、職権主義で法廷で被告人に厳しく質問することがある。

フランスの裁判では直接主義、口頭主義を採っているので、取調べ段階における自白は、公判で繰り返さないと意味がないという話を聞いている。

イタリアでは、現行犯以外はほとんど自白することはないと聞いている。

取調べを録音・録画することによって、捜査の妨害となるなどのネガティブな評価はあったか。

アメリカについては、限られた法執行機関からの聴取であるが、両方の評価がある。導入していないところでは、反対で廃案になることもあるが、導入したところでは、被告人から後から変な言いがかりをつけられないでよいという積極意見もある。

フランスについては、データを集めている段階なので評価できないのが公式な見解であり、イタリアについては、ネガティブな意見は聞かれなかった。

各国とも、取調べで自白を得ることについて熱意がないという話であったが、それでは、警察は何を目的として取調べを行っているのか。

アメリカの取調べでは、可能性は高くはないが、自白を求めて取調べを

していると言える。しかし、自白の意味が日本とはやや違い、弁解のようなものでも自白と考えているとの指摘がある。

ドイツでは、刑事訴訟法上は、弁解の機会を与えることに重点が置かれている。しかし、警察調書は証拠能力はないものの、裁判官の手元に送られることから、自白を得ることは、心証形成につながるという指摘もある。潜入捜査や会話の傍受のような捜査手法は、組織犯罪や解決困難な事件では極めて有効だと思うが、どのように活用されているのか。

アメリカでは、通常の見査手法となっている。通信傍受は、組織犯罪のような反復・継続される犯罪に限定されず、一般的な殺人等の捜査にも活用されている。

2 委員の発表及び討議等

(1) 委員の発表

委員から、平成22年11月、イギリスにおける取調べの可視化について視察をした結果について発表があった。概要は次のとおり。

可視化によって公正さが確保されている。

可視化によって取調べ技術が向上し、徹底した訓練が行われている。

イギリスでも取調べは、証拠(情報)収集の場として重視されており、殺人事件について4時間40分間行われた事例もある。

(2) 討議

イギリスでの取調べはインタビューになっているが、殺人の犯意や背景を相手から聞き出すことまでは、法体系が必要としていない。被害者が知りたがっている真実、真相を解明しなくてはならないという熱意に、我が国の刑事事との間で大きな差があると感じた。

イギリスにおける「情報収集アプローチ」は、日本では当たり前に行っている。取調べ官の苦勞は、供述の矛盾を突いて、黙ってしまった被疑者に対し、そこからいかに本当のことを言わせるかということであり、その先を言わせないと、例えば遺体、遺留品も発見されない。これは、日本の刑事司法はどうあるべきかに係っている問題である。

先日、オーストラリアにおける捜査手法の専門家から話を聞いたが、日本と刑事司法制度が近い韓国の専門家に来ていただいて本研究会で話を聞く

ことはできないか。

可視化が取調べ技術の向上を招いているのは、イギリスでは、ロールプレイなどを行い、スキルをチェックできる状態になっているからである。日本では良い取調べをしても、それが見えてこない。取調べの技能の伝承もできない。

(3) 足利事件の録音テープの取扱いについて

委員から再度要望があった、足利事件の録音テープを当研究会で活用することについて、法務当局と再度協議した結果、本件録音テープを公にすることは困難であるという結論に至ったことについて事務局から説明を行い、了承を得た。

3 その他（次回会議の日程等）

次回会議は、平成23年1月21日に開催予定。

次回会議においては、海外調査結果発表及びヒアリング等を行う。

なお、平成23年3月時点で議論の中間的な整理（取りまとめ）を行うこととなった。